

2023 年度事業計画

一般社団法人京都府計量協会

(1) 京都府定期検査業務（京都市以外）：2023 年度・・・奇数年度地域

| 検査 期間 | 検査実施市町村名 | | |
|----------|----------------------------|------------------------------|----------|
| | 集合検査（所在） | 巡回検査 | トラックスケール |
| 5 月 | | 京丹波町、南丹市、与謝野町、伊根町、宮津市、舞鶴市(西) | |
| 6 月 | 京丹波町、南丹市、与謝野町、伊根町、宮津市 | 舞鶴市(西)、舞鶴市(東) | |
| 7 月 | | 城陽市、宇治市、宇治田原町、井手町 | |
| 8 月 | 舞鶴市(東)、舞鶴市(西) | 八幡市、京田辺市、久御山町 | |
| 9 月 | 宇治市、城陽市、宇治田原町、井手町、京田辺市、八幡市 | | |
| 10 月 | 久御山町 | | 北部、南部 |
| 11 月 | | | 南部 |

(2) 京都府定期検査業務（京都市内）：2023 年度・・・奇数年度地域

| 検査 時期 | 集合検査 | 巡回検査 | 所在場所検査 | トラックスケール |
|----------|------|------|--------|----------|
| 4 月 | 東山区 | 東山区 | | |
| 5 月 | 北区 | 東山区 | | 市内全域 |
| 6 月 | 北区 | 北区 | | |
| 7 月 | | 北区 | 市内全域 | |
| 8 月 | 伏見区 | | 市内全域 | |
| 9 月 | 伏見区 | 伏見区 | | |
| 10 月 | 上京区 | 伏見区 | | |
| 11 月 | 上京区 | 上京区 | | |
| 12 月 | | 上京区 | | |
| 1 月 | 中京区 | | | |
| 2 月 | 中京区 | 中京区 | | |
| 3 月 | | 中京区 | | |

(3) 京都府「検定」の補助業務

京都府計量検定所指導の下、京都府計量検定所が実施する装置検査、基準器検査、質量計等の「検定」業務の補助業務を履行する。

(4) 京都市事前調査業務

政令指定都市である京都市は、計量法により、定期検査および定期検査のための事前調査を行うことが義務付けられている。京都市から受注し実施する。

(5) 日本郵政グループ計量管理業務の実施

(一社)日本計量振興協会から受託した日本郵政グループの計量管理業務を実施する。2023 年度は、奇数年度に対応する府内 248 局の郵便局、簡易局、旧集配センターを対象に特定計量器の定期検査を行う予定である。当年度業務では、郵便局が所有する自主点検用分銅の点検校正も含む。担当計量士 6 名。

(6) 適正計量管理事業所等からの計量管理業務の受託

特定計量器を管理、使用する適正計量管理事業所からの依頼を受け、計量管理や計量器の検査業務を実施する。

(7) 代検査業務受託

企業・商店・個人等からの代検査依頼を受託する。

(8) 協会・部会活動推進と計量啓発事業

1) 協会活動事業

年賀交歓会、総会、理事会、部会役員会を通じて各社員間の意思疎通と会員啓発を図り協会の発展に努める。また、協会計量功労者表彰、京都府計量功労者表彰等への推薦を実施し、会員の啓発に努める。

2) 各部会の活動事業の推進

- i) 計量器工業部会：a)工場等施設見学会、講演会の企画・実施
- ii) 計量管理部会：a)適正計量管理事業所計量担当者を主体とした講習会の開催、b)計量標語募集、表彰、c)法令改正等の講習会開催
- iii) 計量証明部会：a)主任計量者講習会の開催（年3回）、b)機関誌「かわら版」発行、c)日計証連事業への参画、d)京滋合同役員会開催
- iv) 環境計量証明部会：a)環境計量士交流会開催（年2回）、b)会員各社による共同実験の企画・開催（滋賀県企業も参画）、c)施設見学会の開催
- v) 計量士部会：a)総会・夏期例会開催、b)冬期例会開催、c)測定基礎研修会、計量関連講習会の開催、d)日本計量振興協会事業参画

(9) 講習会・研修会および会員の親睦・情報交換事業

1) 自動はかりの検定制度

計量法政省令改正において、自動はかりが特定計量器に指定され、自動はかり（自動捕捉式はかり）の検定制度が開始（2019年4月～）され、1年遅れて、自動はかり3器種（ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール）の検定制度が開始（2020年4月～）された。

経済産業省では、検定対象範囲や検定実施スケジュールなどについて見直しの検討を進めており、2021年7月27日および2022年8月5日に計量法施行令等の一部改正が公布された。要点は以下のとおり。

- ① 自動はかりのうち「目量が10mg未満のもの又は目盛標識の数が100未満のもの」を特定計量器から除外
- ② 自動捕捉式はかりのうち「ひょう量が5kgを超えるもの」を検定対象から除外
- ③ 自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日を2年延期
- ④ 他の3器種の使用の制限の開始日を5年延期
- ⑤ 自動はかり4器種の検定手数料に係る特例の対象期間を改定（使用の制限の開始日を変更したことに伴うもの）

また、2022年9月「器差検査を中心とした指定検定機関（自動捕捉式はかり）」として1社が追加され、計5社（下表）が指定されている。

協会としても、今後の動向を的確に把握し、会員に情報を提供する。

| 機関名 | 地域ブロックの区分 | 指定日 |
|-----------------|----------------------|-------------|
| 株式会社寺岡精工 関東事業所 | 関東・甲信越ブロック | 2021年3月31日 |
| 株式会社デジアイズ 東北事業所 | 北海道・東北ブロック | 2021年3月31日 |
| 大和製衡株式会社 | 全ブロック ^(注) | 2021年10月18日 |
| 株式会社イー・アンド・デイ | 全ブロック ^(注) | 2021年10月18日 |
| アンリツインフィビス株式会社 | 全ブロック ^(注) | 2022年9月30日 |

(注) 地域ブロックとは、次の6ブロック。

- ① 北海道・東北：北海道、青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島
- ② 関東・甲信越：新潟、長野、栃木、群馬、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
- ③ 東海・北陸：静岡、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井
- ④ 近畿：滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫

⑤ 中国・四国 : 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、高知、香川、愛媛

⑥ 九州・沖縄 : 福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

- 2) 受託業務従事計量士向け講習会、研修会の実施
計量の「安心・安全」を確保し、法律に則った正確な計量検査を実施するため、受託業務従事計量士の技術研修会を適宜実施する（はかり検査、他）。
 - 3) 計量技術者向け講習会、研修会の実施
計量技術者（社内、社外対象）向けの計量に関する研修会を開催し、計量技術者の技術力向上と技術者養成に努める。（計量関連講習会、計量・計測業務担当者のための研修会、中小企業向け測定基礎研修会、計量士部会例会講演会）
 - 4) 部会間の連携拡大
会員、部会間の連帯意識高揚のため、部会の枠を越えて企画事業のオープン化を進める。その一環として 2022 年度に立ち上げた「不確かさ京の会」を今年度も継続し、年 2 回の講習会を開催する。
 - 5) 情報交換
 - i) 計量ニュースの発行
 - ii) 京都府計量協会ホームページの継続・維持
- (10) 計量意識、思想の普及と啓発
- 1) 京都府計量検定所が実施する計量啓発事業に協力参加する。
 - 2) 全国計量月間（11 月）計量記念事業
 - i) 全国計量月間に合わせて、京都府、京都市、経済産業省等が主催する各種の記念行事に参加し、計量の普及・啓発に努める。
 - ii) 「京都府計量功労者表彰および計量管理実施優良事業者表彰」に向けて、社内功労推薦を行う。
 - 3) 京都府内市町村が主催する「消費者まつり」等に京都府計量検定所が協力参加する啓発事業に協賛し、府民への計量啓発に努める。
 - 4) 近畿計量大会（兵庫）開催
2023 年 11 月 17 日(金)兵庫県にて開催予定である。近畿 2 府 4 県の業界関係者との情報交換を通じて交流を深め、計量活動へ役立てる。
 - 5) ホームページを通じて府民・市民への計量啓発に努める。
- (11) その他
- 1) (一社)日本計量振興協会との連携、企画事業等諸行事への参加
 - 2) 計量関係法規改正等の周知ならびに関係書籍の紹介
 - 3) 「計量記念日ポスター」、「計量ひろば」((一社)日本計量振興協会発行) の配布